



Title	産業廃棄物問題について思う
Author(s)	大庭, 忠男
Citation	makoto. 1974, 8, p. 4-5
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86240
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

産業廃棄物問題について思う

(財)大阪産業廃棄物処理公社

業務課長 大庭 忠 男

産業廃棄物の処理処分の問題については、この七、八年來仕事としてとり組んできた私としては、つくづくむづかしい問題だと痛感している、この問題を僅かな紙面で論ずることは不可能だと思ふ。

そこで、私がこの問題を取り扱っている中で日頃感じていることを率直にひききさせて頂くことでお許し願いたい。

廃棄物の処理問題は、その排出者が自らの責任で適正に処分すればよいし、また、そうすることが当然であると割り切ってしまう限りにおいては極めて単純な問題である。しかし、現代社会の中では個人であると企業であるを問わず、この割り切り方だけで対処することによって早急な本質的問題解決を期待することは分むつかしいことだと痛感している。

最近、行政管理庁が「産業廃棄物対策に関する行政監察結果に基づく勧告」を出した。その

内容は、一口に云えば、国及び地方自治体の行政面における産業廃棄物対策の立ち遅れと十分さを厳しく指摘し、その早急な改善を警告したものととなっている。

法律的には、昭和46年9月までは清掃法という法律が施行されてきて、廃棄物の処理は市町村の清掃事業によつて取り扱われるべきものとされてきた。しかし、その実態は、端的にいうと、一般市民の日常生活の場から排出する廃棄物を中心として、その収集、処分（焼却、埋立）を行なうものであった。事業所や工場等からの廃棄物については、原則としては市町村の取り扱うべきものとされ、例外として、特に多量であり、或は、特殊な質のものは、市町村長が命令を出して排出者たる事業者が自家処理させることができることになつてきた。しかし、近年の日

地域的に急激に集中増加したため、その地域においては、これと併行して事業廃物や生活廃物が急増するところとなつた。そしてその地元市町村にあつては生活廃棄物の処理に追い廻され、とても事業廃棄物までは手が廻らない状況となり、しかも、これらに対処する為の清掃施設の増設等その態勢の整備についても用地難、財政難そして地元民の反対等難解な障害の為に早期

表現がむづかしい状態であつた。一方、華やかな消費生活の展開の前には、廃物利用、資源節約などの観念は極めて希薄となり、廃物はその殆んどが廃棄物となつて、適正な技術的、機能的な裏づけのないままに、いわゆる「たれ流し」の状態で放棄処分されていく傾向を増していった。この様な状態が、今や国内の最重大問題の一つとなつている公害問題の根本原因であつたという事は、今となつては誰も否定し得ない必然的なことである。

果然、住民は生活の場から被害を訴えはじめ、加害者の責任を追究しだした。私は、公害問題は被害者の加害者に対する抗議という形においてこそ基本的な解決を期待し得るものと思つている。事業活動によつてその廃棄物が住民の生命と健康を脅かすという事態を防止する為にはその事業活動を停止させることが最も応急的的確な手段である。見舞金や補償金の支給だけで問題を納めるなどという事は全くナンセンスであらう。

しかし、事業者は云うであらう。「公害絶滅の必要性には異論はない。しかし、だからと言つて産業活動をすべて停止してよいのか？」と。被害者にしてみれば、これは「居直り」としか感じられない。しかし、考えてみると、現在のわが国は自由資本主義体制下にあつて、殆んどの生産事業は私企業として行なわれており、殆んどの国民はこれを自営するか或は資本的、労働的にこれに参加することによつて生計を維持している。してみれば、公害防止に対する応急的的確な措置としての事業活動の停止が直接、間接に国民生活における物資供給や収入提供に影響を及ぼす恐が生ずることとな

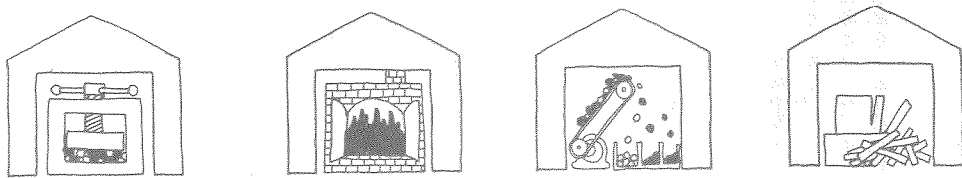
ることは事実であらう。さればと云つて、すべての生産活動を国営や公営に切り換へるとしても直ちに公害問題の解決は望めない。国にあつては上述の如き清掃法を昭和45年12月に改正し、新しく廃棄物処理法を制定して昭和46年9月から施行し、廃棄物の処理体系を改めた。その中で、特に、産業廃棄物の処理は排出者たる事業者の責任で行なうべきものとする基本理念が明確にされた。そして、都道府県知事がこの理念に基づく産業廃棄物の処理計画を策定することとなり、必要があれば市町村或は都道府県の立場でも処理事業を行なうことができることとなり、国はこれらに対し必要な技術的、財政的援助を与えることとなつた。つまり、誰が何をするかという責任態勢についてのとり決めがなされたわけであるが、これらは基本的なことであつて具体的な方法については都道府県知事の処理計画に一切を託している形である。内容の詳細については省略せざるを得ないが、その内容を見て私は、この法律が具体的に効を奏する為には公害の被害者の立場に立つてその被害の実態を冷静に、詳細に、科学的に正確に、は握す

ることから始め、その上で、単に廃棄物を処理する面だけでなく生産の全プロセスにわたり技術的メスを入れることが必要だと感じている。

人間が生きるということは、すべて、幸福を求め、幸福にひたる喜びを維持しようとすることであると考えている。困ったことには、「真実の幸福」なるものがどのようなものであるかが明確に示されていないことである。だからこそ、人は考え、悩み、惑いそして誤りを犯すことを繰り返しているのであろう。しかし、それだけ人間は幸福の追求に真剣なのである。この国の政治、経済、学問、教育等すべての面において、もう一度この原点に立ち戻って、それらの進むべき方向を見つめ直す必要があるのではないだろうか。確かに、現在、行政や研究や、そして企業の場合などで産業廃棄物問題が検討され研究されそして実行されようとしているし、その方向は間違ったものではないと思う。しかし、どれ程強く原点に根ざしているかはまだまだ疑問があるように思う。具体的に云えば、余りにも近視眼的に過ぎはしないだろうか。勿論、ことは手近かな所から実行する

よう努力することが必要ではある。しかし、大局着眼小局着手ということがある。実行は常に最終目的達成の為の手順であるべきだろう。大局着眼を忘れてたらず弊を免れない。まして、それぞれの立場で我田引水的なエゴイズムによって計算した目的の為の手段などであっては断じてならない。企業の育成も必要であり、資源節約、廃物利用の観点からの検討も必要であろう。また、当面の問題解決としての清掃事業も必要である。しかし、これらの立場で検討する際に、「幸福の追求」という純にして素朴な人間の心を忘れたものであつてはならないと思うのである。よく言われるセクト主義は如何なる面においても先づ排除されなければならない。この意味において、このたびの行政管理庁の指摘勧告は、単に現行法律の条文だけに照合してなされたものではなく、「幸福追求」の原点に立つてなされたものと解すべきであらう。としてみれば、この指摘勧告を受けた側が対策を樹立し実行することとは至つて緊急を要する問題である筈である。しかし、それは、国民から健全な生活環境の保持

と真に幸福な人間生活の為に必要な物的供給を負託された者の務めとして行なわれるものであつて、これらを負託した国民はただそれを見守るだけではなく、むしろ、より以上に真剣な態度でこれを自らの問題としてとり組むべきである。生産活動の停止という応急的な手段に代る的確な恒久的な対策は、資源、生産、国土開発、都市計画、運輸、衛生、そして教育等あらゆる面において、夫々が自らの問題として取り組み、総合的な計画を策定し、その中で位置づけられた自らの役割り(相關機能)を遅滞なく的確に遂行していくというものの以外のもではあり得ない。それは時計のメカニズムの如く正確な時の刻みという目的の為に幾多の歯車が夫々に負わされた相關機能を的確に果たしている姿と同じものである。廃棄物問題の検討にあたって、ともすれば無視されがちであるこのトータルシステムにおける相關機能の相互検討が、「幸福追求」という理想を目指して早急に行なわれることの必要性を痛感している今日この頃なのである。



府政だより

大阪府衛生部では次の主な行事を行ないます。

○ねずみ駆除月間
期間 10月中

○インフルエンザ予防特別対策
期間 10月～12月
予防接種

○狂犬病予防月間
期間 10月中

昭和49年度第2回狂犬病予防
注射

○目の愛護週間
期間 10月10日～16日

眼の衛生に関する啓発と、アイバンク運動の推進。

○食生活改善普及運動月間
期間 10月中

各個人の生活に応じた適正な栄養のとり方を普及する。

○薬と健康の週間
期間 10月13日～19日

薬のもつ特質、その使用、取扱いなどについての正しい認識を広める。

10月28日 「薬と健康の週間」府民大会開催。

○麻薬、覚せい剤撲滅運動
期間 10月～11月中

麻薬、覚せい剤の害に関する認識を広く一般に周知させる。